JR東海労ニュース

№1911 2013年12月13日 JR東海労働組合

美世志会「地位確認訴訟」控訴審不当判決弾劾!美世志会と連帯し、さらに闘おう!

12月12日、美世志会 6名の復職などを求めた民事訴訟の控訴審で東京高等裁判所は、一審判決の勝訴部分である八ツ田さん、小黒さんに対する懲戒権濫用と未払い賃金の一部支払いを取り消し、6名全員の不当解雇を認めるという不当判決を言い渡しました。JR東海労は、解雇は労働者にとって「死」を意味するこの不当極まりない判決を、満腔の怒りで弾劾する。

そもそも、この事件は公安警察がデッチ上げたえん罪であって、強要の事実も無ければ、「職場秩序の混乱」「会社の信用の失墜」の事実もありません。従って、解雇される理由は全く無いのです。えん罪JR浦和電車区事件は、国策捜査・政治弾圧であることは、この間の経過から明らかです。「平和運動は生意気だ。内から壊れないから外から壊してやる。組織を半分にしてやる」との取調官の暴言は、平和を希求する私たちJR総連破壊攻撃以外のなにものでもありません。

一方、JR東海労に掛けられた蒲郡駅事件は、攻撃の本質は えん罪JR浦和電車区事件と同じです。無実の者がなぜ断罪さ れなければならないのでしょうか。司法は反動化の域を越え、 腐敗しきっています。

安倍政権は戦争への道を急ピッチで進めています。平和・人権・民主主義を守るために、美世志会の仲間、全ての仲間と共に闘っていこうではありませんか。